

○草津市産業振興条例

令和 5 年 6 月 3 0 日

条例第 1 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、近畿圏と中部圏の結節点として交通網が充実し、人・物・情報の交流が盛んである本市の立地特性を生かした産業振興の施策を総合的に推進し、本市経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体その他の本市産業の振興に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 金融機関 事業者と取引を行う銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関および信用保証協会をいう。
- (4) 教育研究機関 大学その他の教育機関または本市産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項の小規模企業者に該当する事業者をいう。

(基本理念)

第 3 条 産業振興は、古くから交通の要衝として発展を続け、多様な人・物・情報の交流により幅広く産業が発展してきた本市の特性に鑑み、地域資源を最大限に活用することにより新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造していくため、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、産業振興に関わる者がそれぞれの役割を果たし

ながら、相互の密な連携および協働のもとで推進されるものとする。

（産業振興計画の策定）

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、自らの事業の創造、発展および安定ならびに経営の強化に努めるとともに、雇用の創出および人材の育成に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、自らの事業活動と市民生活との調和を図りながら、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

（産業振興団体の役割）

第6条 産業振興団体は、事業者の経営相談および有用な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動および創業を支援するよう努めるものとする。

2 産業振興団体は、産業振興を目的とした事業の実施および市が実施する産業振興の施策への協力を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、自らの事業活動およびまちづくりに関する活動を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

（教育研究機関の役割）

第8条 教育研究機関は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育研究機関は、研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第9条 市民は、自らの消費行動等が本市経済の発展に貢献することを理解するとともに、事業者による事業活動が地域社会の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業振興に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第10条 市は、第3条に定める基本理念および第4条に定める産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。
 - 3 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 市は、国、県等との連携を図るとともに、産業振興に関わる者の相互の連携および協働を促進するものとする。
 - 5 市は、産業振興の施策を実施するに当たっては、本市経済の発展に重要な役割を果たす中小企業者および小規模企業者の振興に積極的に取り組むものとする。
- (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。